

第4回 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会（議事概要）

1 日時

平成29年5月29日（月）午後1時から午後4時45分まで

2 場所

警察庁第19会議室

3 出席者

（有識者）

川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
黒澤 正和	公益財団法人犯罪被害救援基金専務理事
橋本 博之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
番 敦子	弁護士
渡邊 保	犯罪被害者遺族

（警察庁）

西川 直哉	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
坂口 拓也	警察庁長官官房給与厚生課長
小堀 龍一郎	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長

4 概要

(1) 若年者の給付金の在り方について

事務局から、第4回の検討事項である「若年者の給付金の在り方」に関し、資料1に沿って調査結果について、資料2に沿って論点について、それぞれ説明がなされたところ、各構成員からの主な発言は以下のとおり。

○若年の犯罪被害者の給付金の増額要望は、小さい子供がいる犯罪被害者は多分、若い犯罪被害者だろうという想定の下で行われたものであったが、よく考えてみると、最近の結婚年齢というのは非常にばらつきがあり、初めての子供を40代で持つという方もいる。そこで、遺児がいることに着目して手厚い支援を行うことは非常にいいことだと思う。

○ただ、交通死亡事故の場合は、無保険の車による場合でも、政府保障事業で3,000万が出る。交通死亡事故の被害者と比べると、犯罪被害者の場合は格差が大きい。平成20年の犯罪被害給付制度の改正時に、警察庁は、自賠責並みになったと言うので喜んだが、内容を見てみると、そんなことはなく、非常にがっかりした。そういう意味では、今回遺児へ手厚い支援を行った場合も、今までと比べると増額になるので、うれしいのだが、もう一步踏み込んでいただいてももらえればという思いはある。

- 平成 20 年改正については、遺族給付金の最高額が 3,000 万近く行くということで、自賠責並みと言われたが、最高額をもらえるような人は、そんなに多くいない。平均の支給額を見ると、非常に厳しいと思う。昨今、子供の貧困が言われているので、そこを手当てしようということは、非常に大事なことである。子供が 18 歳になるまで支援するというのでやるのであれば、それは少しでも前進するというので、うれしい。ただ、18 歳までという支援が、年金的な給付方法や未成年後見人の利用等、子供の生活とか教育とかに配慮できるような支給の仕方があるといいと思う。
- 理屈からいうと、犯罪被害給付制度は、自賠責のような損害賠償の保障という構成がとりにくく、犯罪前の生活をできるだけ保障するという考え方からは、どうしても給付基礎額、犯罪前の収入というものから算出した額を基礎にせざるを得ない。特にもともと収入がゼロに近い方もいるので、引き上げるとしてもそんなに極端に引き上げるわけにもいかない。
- 犯罪被害者のニーズというのは実に多様で、個別に考えなければならない点は色々あると思う。ただ、抽象的に言えば、基本法にのっとなって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるような支援かどうかということになる。そのような中で、子供、18 歳未満の遺児という観点から平穏な生活の確保ということを考えてみた場合に、支援を足そうとすれば色々あるかと思うが、遺児が 18 歳までなるまでその自立に向けた支援を行うという考え方は、大変評価すべきだと思う。
- 18 歳未満の遺児に着目した支援を考えると、例えば、遺児である場合には倍数を調整して考えるという方法も観念的には考えられるのではないか。
- 生計維持関係遺族となる遺児は、18 歳未満とされているので、仮に、遺児の場合には倍数を調整するということになると、例えば、17 歳の遺児と 3 歳の遺児を同様に考えてよいのかというような議論もしなくてはならなくなるのではないか。
- 自賠責制度と犯罪被害給付制度は、基本的には、保険のスキームと公費財源の制度ということで、そもそも考え方が違うということをベースに考える必要がある。公費を使った制度は、どの線で社会的な納得が得られるか、という視点を持つ必要がある。同時に、他の制度との均衡というのも考えざるを得ない。それが社会的な納得ということにもつながるのであろうと思う。
- 犯給金の仕組みは、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するというので、一時金で、被害に遭われて亡くなられた当時の所得水準の一定割合を保障しましょうという、従前生活保障という考え方に立つ。これは、労災でも年金でもとられている考え方であるが、その中でも、犯給金は、最低額をみなしで思いっきり引き上げ、低所得の方であっても生活を確保しましょうという、かなり思い切った仕組みをとっていると思う。そのような中で、これ以上、最低額を引き上げることは、なかなか厳しいと思う。

- 子供に着目して引き上げるというのは、社会的な納得を得られる考え方ではないかと思う。一般の公的年金についても、遺族が若年の場合、子供がいなければ短期の5年間という有期の給付にし、子供がいれば子供が18歳になるまでは支給しましょうという考え方がある。このような他の仕組みとの均衡からも、子供が18歳になるまでは見ましょうという考えは十分合理的ではないかと思う。
- どこまで補償するかについては、そのよりどころになる基準がないので難しいが、できるだけ手厚くしてあげたいという気持ちはあるものの、他方で、色々な理由で親を亡くされる方がいる。そもそも子供に対する施策が子供一般に対して十分ではないという中で、どこまでこの制度の対象となる子供に対して手厚くすることができるのかということも考慮する必要がある。
- 犯罪被害給付制度には、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するという制度趣旨があるが、そこで何か新しく読み込んでいこうとすると、18歳までの子供を見るということであれば、読み込める、すなわち、制度趣旨と矛盾しない。遺児が18歳になるまでその自立に向けた支援を行うという考えの下で給付水準を設定することは、合理的なものと思う。
- 犯罪被害給付制度には、精神的・経済打撃を早期に低減するという制度趣旨もあるが、それとの関係で、遺児の精神的影響について、実態として典型的に何か特徴があるという事実があれば、もう一つ別の考え方で少し手厚くすることも考えられる。しかし、そこに立法事実を見出すことが難しいということであれば仕方ない。
- 犯罪後10年経っても犯罪被害者遺族の母子世帯の就労収入は、一般の母子世帯よりも低いという調査結果は、非常にショッキングであり、やはり何か手当てしなければいけないと思う。給付基礎額の最高額はともかくとして、最低額の見直しというのは、平成20年の改正から10年近く経っており、できないのかと思う。
- 給付基礎額の最低額は、平成20年に改定をした。生計維持遺族ありの場合は、生計維持遺族なしの場合の最高額と最低額の平均、すなわち当該年齢層の平均を最低額として保障しようという考え方をとり、さらに若い者については、全年齢層の平均額を最低額として保障するという考えで引き上げた。さらにこれを超えて、平均額以上の額を最低額として設定するという考え方をとるのはなかなか難しいと思う。また、最低額を引き上げるとすると、改正時からの伸び率を考慮する方法もあると思うが、物価上昇率は当時と比べほとんど上がっていない。
- 再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うという観点から見ると、遺児については、10年経てば自立していくことを想定していることなのだと思うが、10年経った時点で18歳に達していない場合には、遺児がまだ自立できていないわけであるから、自立できる年齢まで支援をする必要があるということであれば、既存の

制度と整合的に説明ができる。他方で、自立までの期間ということを経験していき、18歳になるまでの期間分がよいという話にもなりかねないが、10年という期間は、遺児が自立していく期間として必要であるという前提は維持すべきであろう。

○残された子供への支援というのは、次の犯罪を抑止するという意味合いもあると思う。その意味からも、子供に手厚くということは重要と思う。

(2) 親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について

第3回に引き続き、「親族間犯罪被害に係る給付金の在り方」に関し、具体の事例を想定し、犯罪被害者が死亡し、第一順位遺族に対して支給することとなる場合の支給の在り方について議論がなされたところ、各構成員からの主な発言は以下のとおり。

○介護疲れによる夫婦間の殺人事件で、別居の成人の子が第一順位遺族となる場合には、成人の子は親を助ける立場にあったことに鑑みても、不支給が相当ではないか。

○上記と同様の事件で、子が一緒に介護していた場合を想像すると、その子には多少支給してもよいという考え方もあるが、子の介護の重荷を除去するために父母が殺人を犯し、更にそれにお金が出るということにもなりかねない。障害者が殺害される場合も同様だが、被害者の立場からみて、重荷扱いされて殺されたという形にとられるものは一律不支給とすべきではないか。

○親族によって障害のある方が殺害された場合に支給するとなれば、各方面からの反発が予想される。

○親への不満から子が母を殺害し、父が第一順位遺族となる場合にも、父は子と母のいさかいをとりなす立場にあったことを考慮し、不支給であろう。

○やはり法は家庭に入らずというのが大原則であり、ただ、虐待等の部分で公権的に法が介入せざるを得ない場面がある。給付行政についても、給付という観点から、自分を利するような場面は、入ってはいけないと考える。

○親族間犯罪の動機には、「将来を悲観」などがあるが、動機というのは複合していることもあり、支給・不支給の判断の基準として取り入れることは難しい。

○上記の事例では、父が別居していた、仕事が忙しかった等の事情がある場合も想定できるが、そうであっても、父・夫として家族の状況を把握しておくべきであったと考えることになるのであろう。さきのような個別事情を考え出すと判断が難しくなる。

○将来を悲観した母による子殺しの事例で、既に離婚している元夫が第一順位遺族となる場合、離婚していた親に支給することに社会的理解が得られないのではない

か。

- 上記の事案で、離婚が相当前であり、元夫が養育費を払い、親子関係が継続していたとみられれば、支給してもよいと思う。
- 離婚しているといっても、養育費を払っているとか、払おうと思っても拒絶されたとか色々なケースがある。どこで切るか難しい。
- 実質的な判断ができることを前提にして、個別事案で判断するというよりは、どこかに判断・評価は入らざるを得ないが、できるだけ類型化した基準を設定するという方向で考えるのが適切ではないか。
- 親族間の問題を考えるに当たっては、誰の視点かによって物事の見え方が異なる。上記の場合、元夫の視点か、妻の視点か、あるいは殺された子の視点か。犯給制度の契機となった市瀬朝一氏の事件では、息子さんが死ぬ前に「仇を討って」と言ったところから始まっている。本件では、大人の事情はさておき、最も気の毒なのは、親が離婚した上、殺害された子である。このような事案に対し、給付金を出すことに社会的理解が得られるか疑問である。また、母が子を殺した原因がつかまる所どこにあったかなど、警察が事実認定をすることは極めて難しい。かなり家庭の中に踏み込んだ上で事実認定し、元夫に非があるか等を認定するというところまでやるべきなのか。そうではなく、もっと遠くから、一步引いた立場から見て、こういう類のものは支給・不支給という、ある程度客観的な基準で裁いてしまうということも考えられる。
- 事実婚の夫による児童虐待によって子が死亡し、妻が第一順位遺族となる場合には、不支給でよいと思う。
- 上記の場合や先程の場合のような幼い子が亡くなったケースは、弱者を守らなければいけないという点からも、政策決定として不支給でも致し方ないか。
- 心神喪失状態である夫が妻を殺害した事例で、その子が第一順位遺族となるものについては、背景事情の大部分が親族関係に関係ないという点を捉えて、子の年齢を問わず、全額支給してもよいと考える。
- 加害者が心神喪失状態であれば、加害者を利するおそれもないとして、全額支給することも一つの考え方としてある。できるだけ犯罪行為の客観的な事情で判断しないと、色々なケースがあったときに面倒な話になる。
- 加害者を利するおそれがある場合には支給しないのが基本であるが、心神喪失の場合は、たとえ、加害者と被害者あるいは第一順位遺族が同居していたとしても、加害者が給付金を意図的に取得するようなことは考えにくく、その意味で加害者を利

するおそれはないと考えてよいのではないか。

- DVを受け避難していた事例については、保護命令の有無にかかわらず、全額支給してよいと考える。被害を受ければ必ず保護命令を申し立てる訳ではなく、保護命令や公的機関への相談がなくても、緊急なケースは多い。
- 親族関係が事実上破綻している場合、親族間の犯罪とは扱わず、全額支給という考え方でよいと思うが、破綻しているといえるためには何が必要かが問題である。運用に際して、事実上破綻の判断基準を立てる必要がある。
- 婚姻関係が破綻していると認めるに当たって、別居はメルクマールとなるが、実家にも行けず、家も借りられず、別居はしていないがDV被害を受けているものもある。同居の場合には、家庭裁判所でも破綻の認定は難しい。また、生計が同一の場合も破綻と認定されにくい。
- 親族関係の破綻の例としては、住民票の閲覧を拒否しているなど、客観的に明らかなものがある。
- 事実上破綻を認定するときに、一方にはほとんど原因がなく、他方に一方的な原因があるというような有責性が認められる場合には、犯給金の枠では事実上破綻を緩く解釈するという方法もあるのではないか。
- 夫婦間の殺人事件で、未成年の子が第一順位遺族となる場合には、残された子の救済の必要性から支給することも考えられるが、どれ位支給するかについては、被害者と加害者が密接な関係に該当するケース等とのバランスを踏まえると、全額支給は難しいのではないか。
- 救済すべき子の基準について、遺族厚生年金や児童福祉法でも保護される「18歳」というのが、自立までサポートしようというときの一つの基準になるのではないか。
- 第一順位遺族が加害者の姻族となるケースについては、第一順位遺族が被害者と同居する配偶者のケースのほか、高齢夫婦間殺人の被害者と別居する兄弟のケース、被害者の介護を拒否して別居する被害者の配偶者のケースもある。
- 第一順位遺族が加害者の同居の兄弟姉妹であって、未成年の子を持つ場合、その子が犯給金の恩恵に浴するためには、兄弟姉妹間について同居・別居による区別なく1/3支給として、第一順位遺族への支給を可能とするか、又は、未成年の子に直接支給できるようにするかの2通り考えられる。

- 上記の場合、第一順位遺族に支給しても未成年の子に支給しても、額が同じであれば、第一順位遺族に支給できるようにすることの方が簡明ではないか。
- 規則では、親族間犯罪を原則不支給とした上で「支給しないことが社会通念上適切でない特段の事情」があるかを判断することとしているが、それはおかしな言い方で、「支給することが社会通念上適切でない」という中に親族の一定関係を入れ込むことができるのではないか。